

◆◆◆ 保険証オンライン資格確認について ◆◆◆

4月1日より、よしたに眼科 でも

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

※ なお、これまでの健康保険証でも従来通り受診可能です。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

	(初診時)	(再診時)
健康保険証を利用した場合	6点	2点
マイナ保険証を利用した場合	2点	—

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。ご不明な点・ご質問などございましたら、当院スタッフまでお気軽にお声がけください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に登録が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用事前登録は[こちら](#)。

(マイナポータル：健康保険証利用申請・確認ページへ飛びます。)

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の相互連携を使えば、今までに作った薬の履歴が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※医療を受けるのは、医師・薬剤師等・薬剤師等が実施します。

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは 

マイナポータル



マイナンバーカードの健康保険証利用に関する詳しい内容、便利な使い方、Q&A はこちらから。

↓↓↓

[厚生労働省：マイナンバーカードの健康保険証利用について](#)